

片頭痛の患者さんへ

# 医療費が高額になつたら 医療費助成を利用できます



治療を続けたいけれど、医療費の負担が気になるなあ…

医療費が高額になったときに、費用の負担を軽減できる制度があります。  
今回は、公的に利用できる制度のうち、主な3つをご紹介します。  
医療費に対する不安が少しでも軽くなって、安心して治療に取り組めることを願っています。

## 医療費控除(税の負担が軽減される)

「医療費控除」は税の負担が軽減される制度です。1年間に一定の額を超える医療費(多くの場合は10万円)を支払った場合に、税務署に申告(または電子申告:e-Tax)することで所得税が安くなります。

- 確定申告(確定申告の義務がない人は還付申告)で還付金を受け取る
- 対象となる医療費:診療費、薬剤費、入院費、通院時の交通費など
- 領収書やレシート:提出は不要だが5年間は保管する必要がある



【お問い合わせ先】お近くの税務署、または国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)でチェック

## 高額療養費制度(医療費が軽減される)

「高額療養費制度」とは、医療費の一部が払い戻される制度です。  
公的な医療保険(国民健康保険、企業の健康保険組合など)で利用できます。

- 1ヶ月の医療費の自己負担限度額を超えた金額が払い戻される
- 自己負担限度額は、人によって異なる(年齢や所得などの条件による)
- 公的な医療保険の種類[国民健康保険、被用者保険(健康保険組合、協会けんぽ、共済組合)、後期高齢者医療制度]

【お問い合わせ先】ご加入の医療保険や、医療機関の窓口

## 付加給付制度(医療費が軽減される)

「付加給付制度」とは、医療費の一部が払い戻される制度です。  
ご加入の健康保険組合によっては、高額療養費制度よりも低い自己負担限度額を、独自に定めている場合があります。

- 1ヶ月の医療費の自己負担限度額を超えた金額が払い戻される
- 自己負担限度額は各健康保険組合によって異なる
- 高額療養費制度と組み合わせて利用できる(高額療養費制度を利用してもまだ高額な場合)

【ご注意】付加給付制度がない場合もありますので、  
ご加入の健康保険組合などに確認してください。

【お問い合わせ先】ご加入の健康保険組合など